

◆環境性能割の税率について

※税率欄のうち、( )内の税率は、令和3年4月1日～令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車に対する臨時的軽減適用後の税率。

区分	排出ガス要件	燃費基準	税率			
			登録車		軽自動車	
			自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車(燃料電池自動車含む)			非課税	非課税	非課税	非課税
天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減)					-	-
プラグインハイブリッド自動車					-	-
クリーンディーゼル乗用車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合車)					-	-
ガソリンハイブリッド乗用車、 ガソリン乗用車、 LPGハイブリッド乗用車 LPG乗用車	★★★★(注1)	令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車	1% (非課税)	非課税	非課税	非課税
		令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車				
		令和12年度燃費基準65%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車				
		令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車				
		令和12年度燃費基準55%達成				
上記以外の乗用車		3% (2%)	2%	2% (1%)	1% 2%	
ガソリンハイブリッドバス (2.5t以下) ガソリンバス (2.5t以下)	★★★★(注1)	令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税	-	
		令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%		
		平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%		
上記以外のバス		3%	2%			
ガソリンハイブリッドトラック (2.5t以下) ガソリントラック (2.5t以下)	★★★★(注1)	平成27年度燃費基準+25%達成	非課税	非課税	非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+20%達成	1%	0.5%	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%	2%	1%
		上記以外のトラック		3%	2%	2%
ガソリンハイブリッドバス・トラック (2.5t超～3.5t以下) ガソリンバス・トラック (2.5t超～3.5t以下)	★★★★(注1)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税	-	
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%		
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%		
	★★★(注2)	令和2年度燃費基準達成(バスに限る)	非課税	非課税		
		平成27年度燃費基準+20%達成(トラックに限る)	非課税	非課税		
		平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%		
平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%				
上記以外のバス・トラック		3%	2%			
ディーゼルハイブリッドバス・トラック (2.5t超～3.5t以下) ディーゼルバス・トラック (2.5t超～3.5t以下)	★★★★(注1)	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準Nox及びPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税	-
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%		
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%		
	★★★(注2)	令和2年度燃費基準達成(バスに限る)	非課税	非課税		
		平成27年度燃費基準+20%達成(トラックに限る)	非課税	非課税		
		平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%		
平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%				
上記以外のバス・トラック		3%	2%			
ディーゼルハイブリッドバス・トラック (3.5t超) ディーゼルバス・トラック (3.5t超)	★★★★(注1)	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準Nox及びPM10%低減	平成27年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税	-
		平成27年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%		
		平成27年度燃費基準達成	2%	1%		
		上記以外のバス・トラック		3%	2%	

注1 「★★★★」とは、平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成をいう。

注2 「★★★」とは、平成30年排出ガス基準25%低減達成又は平成17年排出ガス基準50%低減達成をいう。

◆バリアフリー対応バス・タクシー及び先進安全自動車(ASV)の取得に係る軽減措置

対象(新車のみ)		条件	控除	期間
バ リ ア フ リ ー	ノンステップバス	一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車	新車取得価格から1000万円控除	R3.4.1～R5.3.31
	リフト付きバス(乗車定員30人以上)	一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車(空港アクセスバスに限る)	新車取得価格から800万円控除	R3.4.1～R5.3.31
	リフト付きバス(乗車定員30人以上)	一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車	新車取得価格から650万円控除	R3.4.1～R5.3.31
	リフト付きバス(乗車定員30人未満)	一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車	新車取得価格から200万円控除	R3.4.1～R5.3.31
	ユニバーサルデザインタクシー	一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車	新車取得価格から100万円控除	R3.4.1～R5.3.31
A S V	衝突被害軽減ブレーキ 車両安定性制御装置 車線逸脱警報装置及び 側方衝突警報装置搭載車両	8t超20t以下トラック(けん引車及び被けん引車を除く)	525万円控除	R3.4.1～R3.10.31
	車両安定性制御装置 衝突被害軽減ブレーキ及び 車線逸脱警報装置搭載車両	5t以下バス等	350万円控除	R3.4.1～R3.10.31
		5t超12t以下バス等		
		3.5t超8t以下トラック(けん引車及び被けん引車を除く)		
		8t超20t以下トラック(けん引車及び被けん引車を除く)		
側方衝突警報装置搭載車両	8t超トラック(被けん引車を除く)	175万円控除	R3.4.1～R5.3.31	